

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目 別添1の記載方法

I 別添1

1. 地域公共交通確保維持事業

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

平成 年 月 日

協議会名 _____

評価対象事業名 ☆

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 （特記事項を含む）
①	②	③	④	⑤	⑥

□記載方法□

- ・事業メニュー（ここでは地域間幹線・地域内フィーダー等の区分）ごとに様式に記入すること。
- ・評価を実施する単位につき一行を使用すること。
- ・行が不足する場合には、適宜行を追加すること。

☆ 評価対象事業名：事業評価を実施する対象となる事業メニューの名称を記載する。

- ・地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
- ・離島航路運営費等補助金
- ・離島航空路運航費等補助金 など

① 補助対象事業者等：補助対象となる事業者等の名称を記載する。

なお、評価は運行系統等の別を実施することが基本であるが、生活交通確保維持改善計画において複数の運行系統等を包括して目標・効果が記載されている場合には、当該複数運行系統等を包括的に評価することができる。

② 事業概要：系統名、航（空）路名、運行（航）区間等を記載する。

陸上交通に係る確保維持事業において車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けている場合及び離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助（調査検討の経費を除く。）を受けている場合においては、その旨を記載する。

（注）それらの補助については、運行費（運営費）補助と一体として実施すれば足りる。ただし、地域の判断に応じて個別に評価を実施することを否定するものではない。

③ 前回の事業評価結果（又は類似事業）の反映状況：

当該事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したのかを記載する。

④ 事業実施の適切性：

生活交通確保維持改善計画に基づく事業が適切に実施されたかを、A, B, C の3段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された

B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった

C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

⑤ 目標・効果達成状況：

生活交通確保維持改善計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成された（達成できる見込み）かを、設定した目標ごとにA, B, C の3段階で評価する。目標・効果が達成できなかった（達成できない見込み）場合には、理由等を分析の上明らかにする。

A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した（する見込み）

B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）

C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）

・評価は、判定結果のみをもって一喜一憂すべき性質のものではなく、その結果を次年度以降の事業にどのように反映させ、改善に取り組むべきかという検討を行うことこそが重要である。

⑥ 事業の今後の改善点（特記事項を含む）：

地域公共交通確保維持事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討する。

「事業実施の適切性」や「目標・効果達成状況」において、「B」「C」となった項目を中心に、そのようになった要因を分析し、事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載する。改善策は、事業者の取組だけでなく、地域の取組について広く検討する。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。

また、「目標・効果達成状況」において評価の対象とならない事項を中心に、事業の実施に関して特記すべき事項がある場合には、その内容を簡潔に記載する。

併せて、より適切な目標設定について検討する。なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨を記載する。